

型式の区分

電子応用遊戯器具

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) ブラウン管	(1) あるもの
	(2) ないもの
(C) ブラウン管の寸法	(1) 37.5cm以下のもの
	(2) 37.5cmを超え47.5cm以下のもの
	(3) 47.5cmを超えるもの
(D) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) 附属電動機	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(G) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施してないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET93004-1/1-(end)